

【令和3.2.9 全員協議会】

健康福祉部 長寿介護課・包括ケア推進課

資料 1 - 1

第9次島田市高齢者保健福祉計画(第8期島田市介護保険事業計画)の策定について

第9次

島田市高齢者保健福祉計画

(第8期島田市介護保険事業計画)

～生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～

概要版(案)

2021(令和3)年3月

島田市

1

計画の背景と目的

わが国では、人口減少に加えて少子・高齢化の進行も加速しており、2025(令和7)年には、戦後すぐの第一次ベビーブーム期に生まれたいわゆる“団塊の世代”が後期高齢者(75歳以上)の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されることから、国ではさまざまな方針を立てて都道府県や市区町村に対策を呼び掛けています。

さらに、2025(令和7)年以降も高齢者が増加する一方で総人口は減少し、2040(令和22)年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、1.5人の現役世代(15～64歳)が1人の高齢世代(65歳以上)を支える状況になるとともに、85歳以上の高齢者が高齢人口の3割近くに達すると見込まれています。

本市の人口は、1995(平成7)年の103,490人をピークに減少に転じ、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向である一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあります。住民基本台帳を基準とした市の推計では、2024(令和6)年に高齢者人口が30,626人でピークを迎え、その後、緩やかに減少しますが、依然として高齢化率は増加傾向を維持し、総人口における生産年齢人口の割合は減少傾向のまま2040(令和22)年を迎えると予測しています。

このため、地域における医療と介護の連携強化による切れ目のない提供体制の構築と住民同士の支え合いの仕組みづくりが求められることから、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進しているところです。

さらに、近年では、8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、地域の高齢者とその家族が抱える問題は複雑化・複合化しており、福祉のさまざまな分野での一体的かつ包括的な取り組みが必要になります。

このことから、「第9次島田市高齢者保健福祉計画・第8期島田市介護保険事業計画」は、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに推進するとともに、福祉の制度や分野の枠を超え、「支える側」と「支えられる側」から人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

2

計画の期間

本計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3か年計画とします。

また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025(令和7)年及び団塊ジュニア世代が高齢者となり、全国の高齢者数がピークに近づく2040(令和22)年を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。



3

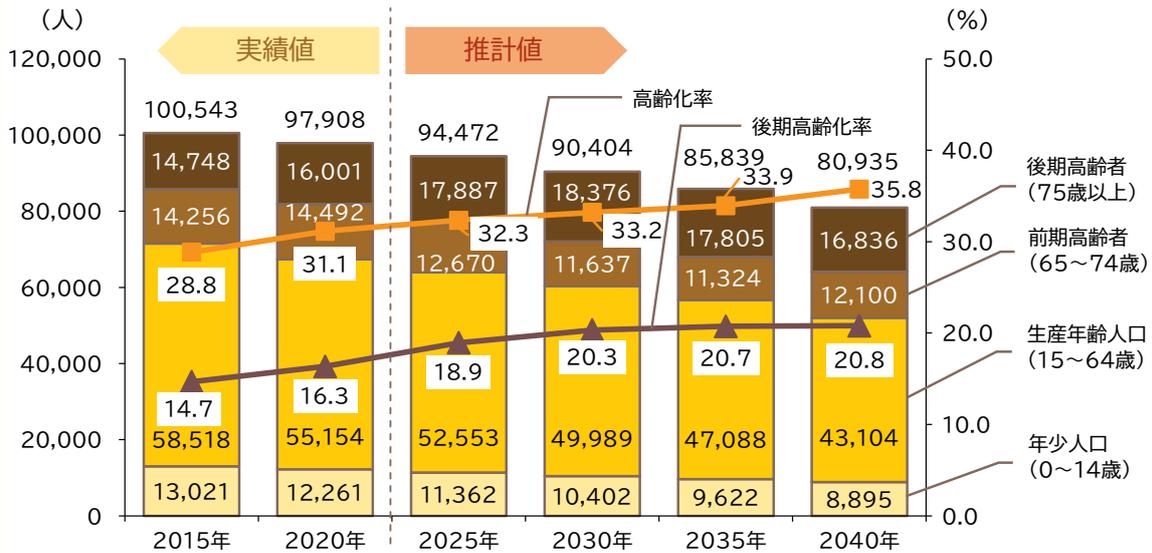
高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の人口は、減少傾向のまま 2025(令和7)年には 94,472 人となり、2040(令和 22)年には 80,935 人となる予測です。

この間、生産年齢人口(15~64 歳)割合は減少し、高齢化率と後期高齢化率は増加していきます。

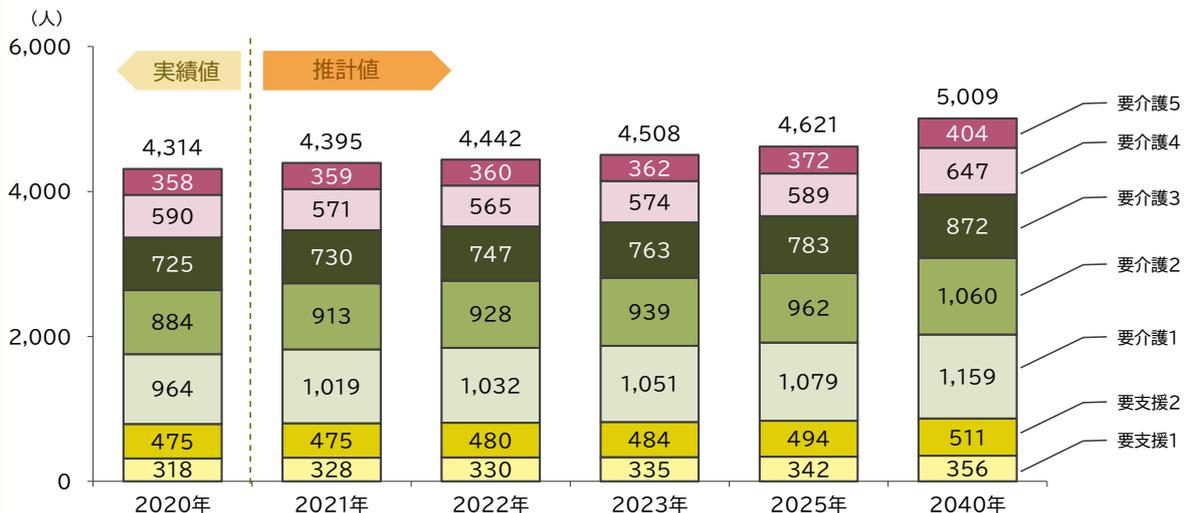
また、前期高齢者(65~74 歳)の人数は、2020(令和2)年頃にピークを迎え、後期高齢者(75 歳以上)は 2030(令和 12)年頃にピークを迎える予測です。



(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2023(令和5)年に 4,508 人となり、2025(令和 7)年には 4,621 人、2040(令和 22)年には 5,009 人となる予測です。

認定区分別にみると、高齢化にともないいずれの認定区分においても増加していますが、2040(令和 22)年の認定者に占める要介護1から要介護3までの認定者数が大きく増加することが予想されます。



(3)2025年、2040年に予想される課題

本市の人口推計をみると、今後も高齢化率は増加し、生産年齢人口(15～64歳)の割合は減少するため、生産年齢人口だけでは高齢者を支えていくことができなくなると予想されます。

そのため、高齢者のうち特に支援や介護が必要になる割合が増える後期高齢者(75歳以上)を支えられる側とし、支える側を20歳から74歳の成人としたバランスの推移は次のとおりとなります。

支えられる側(75歳以上)と支える側(20～74歳)のバランス

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
75歳以上の高齢者1人 に対する 20～74歳の人数	 4.07 <small>口</small>	 3.40 <small>口</small>	 3.07 <small>口</small>
高齢化の動向	団塊の世代は 前期高齢者	団塊の世代は 後期高齢者	団塊ジュニア世代は 前期高齢者

75歳以上の高齢者1人に対する20～74歳の人数は年々減少していく傾向にあります。

本市では、地域において医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に取り組む「地域包括ケアシステム」の推進とともに、地域住民の意識の醸成を図っています。

そして、2025(令和7)年、2040(令和22)年に備え、地域で抱える複合的な問題を解決するために、さまざまな福祉分野の横断的な取り組みや地域団体、関係機関等との連携強化による社会福祉提供体制のさらなる推進が求められます。

(4)日常生活圏域の状況

本市では、地理的条件、人口規模、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、引き続き島田第一中学校と北中学校の統合前の中学校区を基本として、7圏域を設定します。

■圏域別高齢者・認定者数(割合)

単位：人

	島田市 全体	島田第一 中学校区	北 中学校区	島田第二 中学校区	六合 中学校区	初倉 中学校区	金谷 中学校区	川根 中学校区
人口	97,908	18,645	4,668	22,738	15,939	12,991	18,453	4,474
高齢者数	30,493	5,727	1,728	6,760	3,975	3,864	6,388	2,051
	31.1%	30.7%	37.0%	29.7%	24.9%	29.7%	34.6%	45.8%
後期 高齢者数 (75歳以上)	16,001	3,196	886	3,690	1,848	1,742	3,437	1,202
	16.3%	17.1%	19.0%	16.2%	11.6%	13.4%	18.6%	26.9%
認定者数	4,266	834	225	1,046	458	456	929	318
認定率	13.8%	14.3%	12.7%	15.1%	11.2%	11.7%	14.5%	15.5%

※認定者数には住所地特例者は含まない

2020(令和2)年9月30日現在

4

地域包括ケアシステムから地域共生社会へ

(1) 住み慣れた地域で誰もが最期まで自分らしく暮らすために

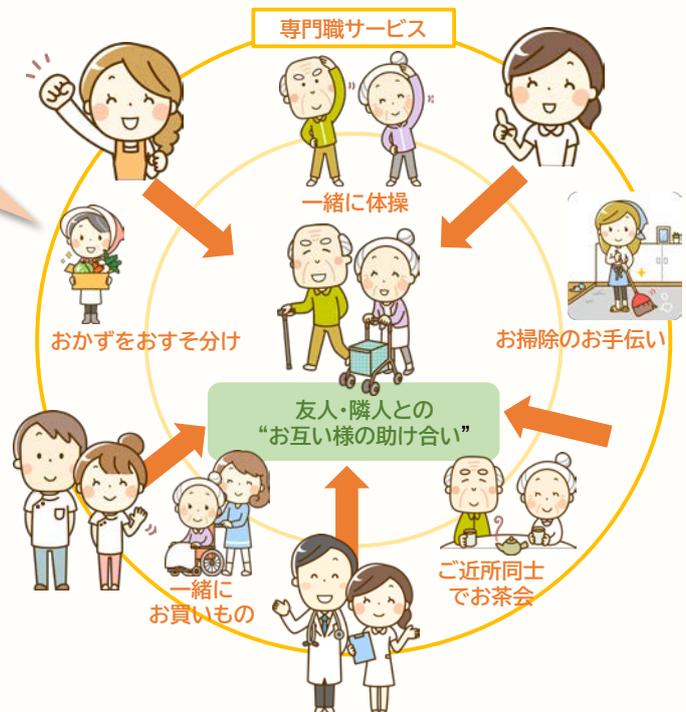
「高齢になって足腰が弱くなっても、物忘れが進んでも、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けたい。」そう願う人の割合は増加しています。そんな思いを実現するために、地域における「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスが一体的に提供されるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムです。

支えられる側(75歳以上)と支える側(20~74歳)のバランスが変化する中で、地域包括ケアシステムをさらに推進するために、地域の高齢者の力が期待されています。支え手となることは、相手のためになるだけでなく、自らの生きがいとなり、介護予防や健康寿命の延伸につながります。

重点的な取り組み① 在宅医療・介護と認知症施策の推進

- リビング・ウィルの作成や状態に応じたリハビリテーションの活用について意識啓発を図ります。
- 在宅医療・介護連携の推進のため、「しまだ看護つなぎ隊」の活動を継続実施します。
- 地域で暮らす認知症の人とその家族を支援するため、地域包括支援センターごとに「チームオレンジ」を設置します。

支援や介護が必要になっても、地域の顔なじみの関係の中で安心して暮らす！



リビング・ウィルとは...

不慮の事故や病気の悪化、老衰などの「もしものとき」の医療・ケアについて、本人が生前の意思表示を行うことです。

島田市では、「リビング・ウィル島田版」を作成し、「携帯カード」の作成を推進しています。

しまだ看護つなぎ隊とは...

「市内で医療に携わる看護職が集まりお互いの仕事を理解し合い、話し合いの中から、推進できる事業をみつけ、実践していく」というコンセプトのもと、医療研修会、市内の施設における看護現場の見学や実習、認定看護師による出前講座などを行っています。

チームオレンジとは...

認知症の本人、家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターによる継続支援チームを「チームオレンジ」と呼びます。

ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームオレンジのメンバーになれます。



重点的な取り組み② 介護予防は社会参加から～しまトレのさらなる推進～

- 令和5年度末までにすべての自治会で「しまトレ」が開催されるように支援します。
- 地域で「しまトレ」を支えるサポーターとして「しまトレーナー」を育成します。
- 高齢者だけでなく、より若い世代（50歳代）にも「しまトレ」の普及を図ります。

しまトレとは...

しまトレは、「しまだ市っ歌りげんき体操」と「しぞ～かでん伝体操」を総称した、しまだを元気にする体操（トレーニング）のことです。公民館や公会堂などの市内の様々な場所で、地域の人たちが集まって実施されています。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

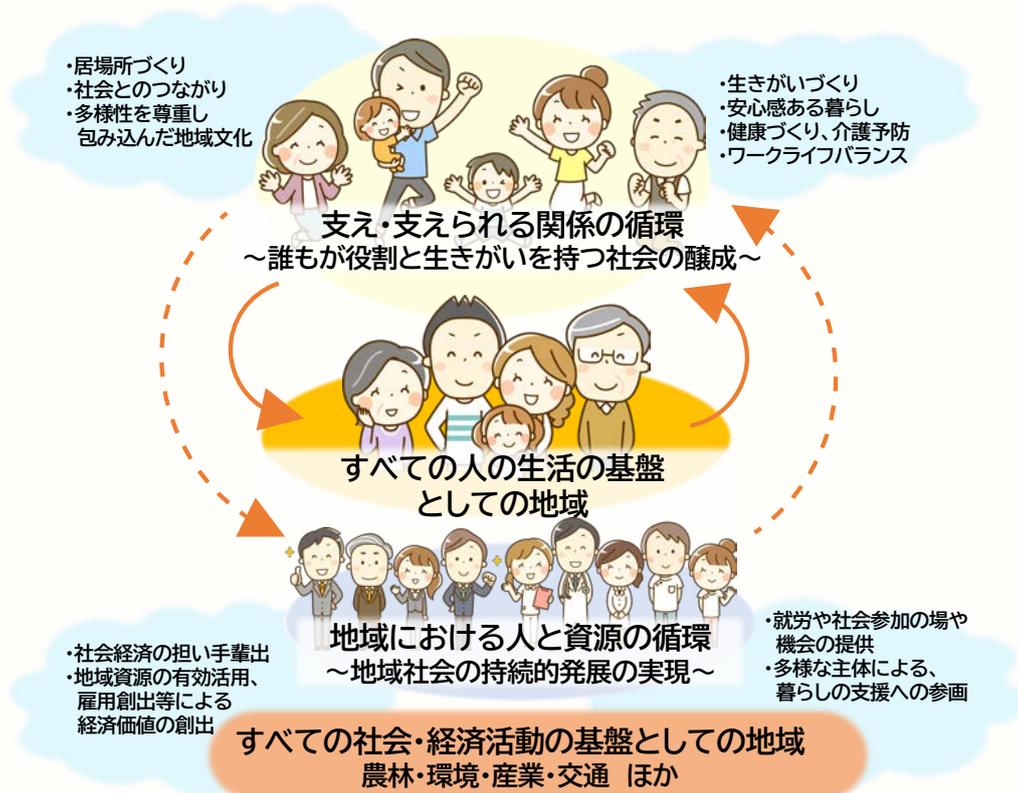
わが国では、地縁や血縁など地域の中での支え合いの文化が存在していました。ところが、少子・高齢化や核家族化等の社会的背景から、その地域力が低下しています。

地域で解決していた課題が、解決できなくなっています。人と人とのつながりが希薄になる中、孤立してしまう方が増えています。

社会の進歩に伴い、人々の抱える不安も複雑化・複合化しており、8050問題や、ダブルケアに代表されるような縦割りの相談窓口では解決できない問題も増えています。

そのため、それぞれの制度ごとに分かれている相談支援などを一体的に取り組むため、高齢や障害、子ども、生活困窮などのさまざまな福祉分野の担当が連携をもって取り組んでいきます。

また、地域包括システムで培った「自助」「互助」「共助」「公助」の考えを、高齢者だけでなく、障害者や子どもまで幅広く広げ、地域力の向上を目指していきます。



5

施策の体系

基本理念

誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり
 ↳地域包括ケアシステムのさらなる推進

基本方針

基本目標

基本施策

1 予防 自立した生活の継続と健康寿命の延伸

▶▶▶ 該当するSDGsの開発目標 ◀◀◀



1 介護予防の推進

2 生きがいづくりと社会参加の促進

3 健康づくりの推進

2 生活支援 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備

▶▶▶ 該当するSDGsの開発目標 ◀◀◀



1 支え合いの仕組みづくり

2 生活支援サービスの提供

3 介護家族への支援

3 住まい 安全・安心に暮らせる環境整備の推進

▶▶▶ 該当するSDGsの開発目標 ◀◀◀



1 住まいの安全確保

2 安全・安心な生活基盤の整備

3 災害・感染症対策の充実

4 医療等 連携体制の強化による医療と介護の推進

▶▶▶ 該当するSDGsの開発目標 ◀◀◀



1 地域包括支援センターの体制強化

2 在宅医療、医療と介護の連携の推進

3 認知症対策

5 介護 介護保険事業の適正な運営

▶▶▶ 該当するSDGsの開発目標 ◀◀◀



1 介護給付の適正化

2 介護人材の確保

3 介護保険サービスの充実と提供

SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)とは...

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(1)基本理念

誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田

島田市の総合的な市政の方針を示す「第2次島田市総合計画」(計画期間 2018(平成30)年度から2025(令和7)年度)において、島田市のあるべき将来の姿を『笑顔あふれる 安心のまち 島田』としています。

この姿の実現のため、本計画においても引き続き『誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田』を基本理念とし、高齢者をはじめ、すべての市民が健康づくりに取り組み、誰もが役割と生きがいを持って最期まで住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるまちづくりを進めます。

(2)基本方針

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～

「第2次島田市総合計画」における高齢者福祉施策の分野目標である『生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす』を踏まえ、基本方針を『生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムのさらなる推進～』とします。

生涯を通じて、誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制の整備をさらに推し進めます。

(3)基本目標・基本施策と主な事業

基本目標 1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸

予 防

基本施策 1 介護予防の推進

- | | | |
|------------------------------|-----------------|------------------|
| (1)パワーリハビリ教室事業 | (2)元気・脳力アップ塾 | (3)介護予防出前講座 |
| (4)川根介護予防拠点施設(ふれあい健康プラザ)管理運営 | | (5)脳の健康度テスト |
| (6)一般介護予防事業評価事業 | (7)総合事業通所介護 | (8)おでかけデイサービス事業 |
| (9)短期運動指導教室 | (10)訪問型介護予防指導事業 | (11)生きがい活動支援通所事業 |
| (12)地域リハビリテーション活動支援事業 | (13)介護予防把握事業 | |

基本施策 2 生きがいづくりと社会参加の促進

- | | | |
|---------------------------|-----------------|------------------|
| (14)しまとれ推進事業 | (15)居場所づくり事業 | (16)地域ふれあい事業 |
| (17)老人クラブ活動の支援 | (18)敬老会実施地区助成事業 | (19)敬老事業 |
| (20)老人福祉センター(伊太なごみの里)管理運営 | | (21)川根老人憩いの家管理運営 |
| (22)学習活動・仲間づくりの支援 | (23)就業等の支援 | |

基本施策 3 健康づくりの推進

- | | | |
|--------------------|------------------------------|----------------------|
| (24)しまだ健幸マイレージ事業 | (25)スポーツ教室 | (26)健康ウォーク事業 |
| (27)特定健診・特定保健指導 | (28)健康教育 | (29)健康相談 |
| (30)訪問指導 | (31)食生活相談 | (32)男性を対象とした料理教室 |
| (33)歯周疾患検診 | (34)8020運動の推進 | (35)訪問歯科診療事業 |
| (36)がん検診事業 | (37)骨粗しょう症検診 | (38)高齢者インフルエンザ予防接種事業 |
| (39)高齢者用肺炎球菌予防接種事業 | (40)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施体制の推進 | |
| (41)健康状態不明者訪問事業 | (42)通いの場等での健康教育・健康相談 | |

基本目標 2 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備

生活支援

基本施策 1 支え合いの仕組みづくり

(43)介護予防・生活支援サービスの基盤整備 (44)シニアトレーニング指導員養成講座事業

基本施策 2 生活支援サービスの提供

(45)住民主体の生活支援サービス (46)総合事業訪問介護 (47)生活支援員派遣事業
(48)自立生活支援事業 (49)高齢者等配食サービス事業 (50)生活管理指導短期宿泊事業
(51)低所得者等に対する利用者負担の軽減制度 (52)地域公共交通運行事業
(53)地区自主運行バス支援事業 (54)川根地区移動支援サービス事業 (55)重度障害者等移動支援車両貸出事業

基本施策 3 介護家族への支援

(56)家族介護者交流事業 (57)認知症家族会 (58)家族介護用品支給事業
(59)介護マークの普及啓発 (60)おむつ代の医療費控除証明書の発行 (61)障害者控除対象者認定書の発行

基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境整備の推進

住まい

基本施策 1 住まいの安全確保

(62)老人保護措置事業 (63)養護老人ホーム管理運営 (64)市営住宅高齢者世帯優先入居制度
(65)高齢者の住まいの確保 (66)介護保険住宅改修支援事業 (67)家具等転倒防止対策事業
(68)耐震シェルター等設置事業

基本施策 2 安全・安心な生活基盤の整備

(69)ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 (70)高齢者見守り台帳
(71)地域高齢者見守りネットワークづくり事業 (72)認知症サポーター養成事業
(73)高齢者虐待防止事業 (74)成年後見制度利用支援事業 (75)成年後見制度利用推進事業
(76)消費者保護事業 (77)運転免許証自主返納の促進

基本施策 3 災害・感染症対策の充実

(78)災害・感染症対策 (79)避難行動要支援者支援体制の整備 (80)福祉避難所としての協定締結

基本目標 4 連携体制の強化による医療と介護の推進

医療等

基本施策 1 地域包括支援センターの体制強化

(81)地域包括支援センターの機能と体制の強化 (82)総合相談・支援事業(地域包括支援センター)
(83)高齢者権利擁護事業(地域包括支援センター) (84)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(地域包括支援センター)
(85)地域ケア会議推進事業 (86)介護予防ケアマネジメント事業(地域包括支援センター)

基本施策 2 在宅医療、医療と介護の連携の推進

(87)在宅医療の推進 (88)在宅医療・介護連携の推進 (89)市民への啓発(在宅療養、リビング・ウイル)

基本施策 3 認知症対策

(90)認知症地域支援・ケア向上事業 (91)認知症対策検討委員会 (92)認知症初期集中支援チーム
(93)認知症高齢者見守り事業

基本目標 5 介護保険事業の適正な運営

介護

基本施策 1 介護給付の適正化

(94)介護給付適正化事業 (95)事業者の指定と指導・監督
(96)介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上 (97)介護相談員派遣事業
(98)介護支援専門員活動支援事業 (99)障害福祉サービスと介護サービスの連携強化

基本施策 2 介護人材の確保

(100)介護人材の確保 (101)ICT等の活用による業務の効率化

基本施策 3 介護保険サービスの充実と提供

(102)居宅サービスの充実 (103)地域密着型サービスの充実 (104)施設サービスの充実

6

介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業の給付費等の見込み

① 標準給付費の見込み

単位:千円

	2021年度	2022年度	2023年度	計
総給付費	8,137,788	8,404,522	8,814,891	25,357,201
介護給付費	7,909,919	8,170,930	8,563,811	24,644,660
介護予防給付費	227,869	233,592	251,080	712,541
特定入所者介護サービス費等給付額	190,853	177,911	181,363	550,127
高額介護サービス費等給付額	176,424	178,032	181,496	535,953
高額医療合算介護サービス費等給付額	21,505	22,915	23,334	67,754
算定対象審査支払手数料	5,777	5,865	5,950	17,592
審査支払手数料支払件数	125,590件	127,500件	129,350件	382,440件
標準給付額	8,532,348	8,789,245	9,207,033	26,528,627

② 地域支援事業費の見込み

単位:千円

	2021年度	2022年度	2023年度	計
地域支援事業費	342,267	350,668	359,601	1,052,535
介護予防・日常生活支援総合事業費	178,477	185,731	194,129	558,337
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	154,355	155,536	155,809	465,699
包括的支援事業(社会保障充実分)	9,435	9,401	9,663	28,499

③ 介護保険事業の給付費等の見込み(合計)

単位:千円

	2021年度	2022年度	2023年度	計
介護保険事業の給付費等	8,874,615	9,139,913	9,566,634	27,581,163
標準給付費	8,532,348	8,789,245	9,207,033	26,528,627
地域支援事業費	342,267	350,668	359,601	1,052,535

(2) 保健福祉事業費の見込み

単位:千円

	2021年度	2022年度	2023年度	計
保健福祉事業費	18,431	18,631	18,631	55,693
家族介護用品支給事業	17,578	17,578	17,578	52,734
高齢者外出支援サービス支援事業	853	1,053	1,053	2,959

※千円単位による四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

7

第8期の介護保険料

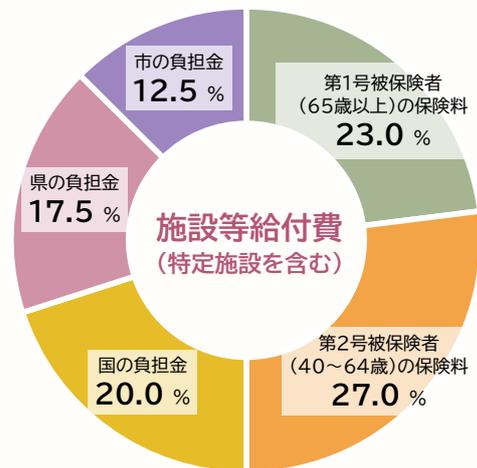
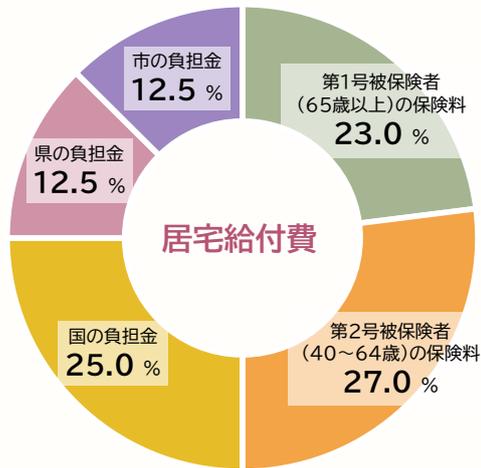
(1)費用の負担割合

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳の第2号被保険者が負担する介護保険料によって賄われています。

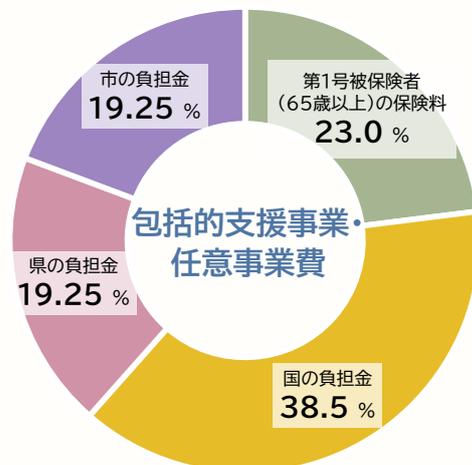
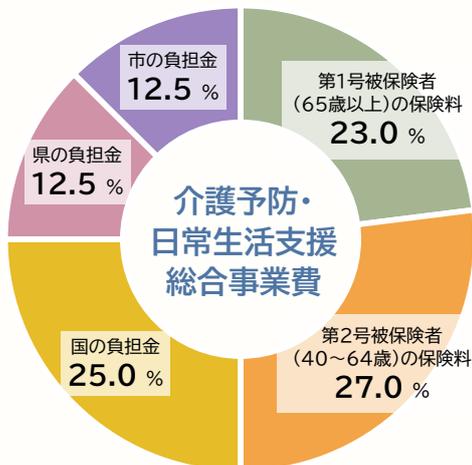
財源内訳については、本計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は、包括的支援事業・任意事業費を除いて27%になります。(第7期と同じ負担割合)

なお、第1号被保険者の介護保険料は3年間を通じて収入と支出の均衡が図られるよう設定されます。

標準給付費の財源内訳



地域支援事業費の財源内訳



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

(2) 第1号被保険者の保険料

低所得者に対する保険料軽減など、負担能力をきめ細かく反映し、第1号被保険者に対する保険料については、11段階の設定とします。

保険料区分	対象となる方	割合	年額	月額	
第1段階	・市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ・生活保護法の被保護者 ・市民税非課税世帯に属し、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の方	×0.30	17,856円	1,488円	
第2段階	市民税非課税世帯	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	×0.45	26,784円	2,232円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	×0.70	41,664円	3,472円
第4段階	市民税課税世帯で 本人が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	×0.90	53,568円	4,464円
【基準額】 第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	×1.00	59,520円	4,960円
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	×1.10	65,472円	5,456円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	×1.30	77,376円	6,448円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	×1.50	89,280円	7,440円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	×1.70	101,184円	8,432円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	×1.75	104,160円	8,680円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上の方	×1.80	107,136円	8,928円

※実際に納めていただく保険料は、年額の10円単位を四捨五入した額となります。

※合計所得金額のうち、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらにかかる特別控除額を控除します。

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を除きます。

第9次 島田市高齢者保健福祉計画 第8期島田市介護保険事業計画

～生涯を通じて誰もが生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくり～

概要版

2021(令和3)年3月

発行:島田市健康福祉部 長寿介護課

住所:〒427-0041 静岡県島田市中河町 283 番地の1(島田市保健福祉センター内)

電話番号:0547-34-3293 FAX 番号:0547-34-3289

第9次島田市高齢者保健福祉計画（第8期島田市介護保険事業計画）の策定について

第8期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料

1. 第1号被保険者の保険料負担割合

第8期保険料の算定に当たって必要となる係数のうち、第1号被保険者の負担割合は23%と示されました。（令和2年7月31日開催、全国介護保険担当課長会議資料による）

平成12年度から介護保険制度が開始となり、第1号被保険者の負担割合は事業計画期間ごとに1%上昇してきましたが、今計画期間において初の据え置きとなりました。

介護保険料負担割合の推移

事業計画期間	年 度	介護保険料負担割合	
		第1号被保険者	第2号被保険者
第1期	平成12年度～平成14年度	17%	33%
第2期	平成15年度～平成17年度	18%	32%
第3期	平成18年度～平成20年度	19%	31%
第4期	平成21年度～平成23年度	20%	30%
第5期	平成24年度～平成26年度	21%	29%
第6期	平成27年度～平成29年度	22%	28%
第7期	平成30年度～令和2年度	23%	27%
第8期	令和3年度～令和5年度	23%	27%

2. 介護保険事業の給付費等の見込み（前計画との比較）

（単位：千円）

第7期		平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
		標準給付費	7,402,541	7,764,678	8,173,056
	地域支援事業費	351,828	361,029	354,757	1,067,614
	計	7,754,368	8,125,707	8,527,813	24,407,888

①

3年間の介護保険事業の給付費等

3,173,275千円 13.0%増（② - ① = ③）

（単位：千円）

第8期		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
		標準給付費	8,532,348	8,789,245	9,207,033
	地域支援事業費	342,267	350,668	359,601	1,052,535
	計	8,874,615	9,139,913	9,566,634	27,581,163
	前計画との比較	1,120,247	1,014,206	1,038,821	3,173,275

②

③

※ 千円単位による四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

3. 保健福祉事業費見込み額の計上

第8期事業計画において、保健福祉事業費55,693千円を計上します。主な理由は次のとおりです。

(1) 家族介護用品支給事業

これまで、地域支援事業の任意事業で実施してきた家族介護用品支給事業（紙おむつ等支給事業）について、国からは、第7期事業計画において原則として任意事業の対象外とした上で、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とされてきました。

第8期事業計画を策定する中、当事業の実施について検討を行った結果、地域支援事業の任意事業としては廃止し、保健福祉事業で実施することとしました。これに伴い、3年間に要する費用52,734千円を保健福祉事業費として計上します。なお、この費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととなりますが、第8期事業計画では保険料の上昇抑制のため、支払準備基金からの取り崩しを予定しています。

(2) 高齢者外出支援サービス支援事業

住民主体のサービスとして実施される外出支援の取組みの立ち上げ、及び運営を支援する高齢者外出支援サービス支援事業を新規に立ち上げます。

令和元年度から住民主体の活動による外出支援サービスの実証実験を実施していますが、その結果を踏まえ、サービス実施に必要な保険料、燃料代の補助やサポーターの養成など、事業の安全性や継続性を担保することにより、高齢者が抱える移動の問題を住民同士の助け合いで補う仕組みを構築し介護予防を進めていきます。

なお、当事業を保健福祉事業として実施し、3年間に要する費用2,959千円を計上しますが、全額、保険者機能強化推進交付金を充当する見込みです。

4. 第1号被保険者の保険料の計算

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の介護保険事業の給付費等の見込み額に、第1号被保険者の負担割合23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額と保健福祉事業費見込み額を加算し、保険者機能強化推進交付金見込み額と支払準備基金取崩予定額を減算した額が、3年間の第1号被保険者の保険料収納必要額となります。さらに、予定保険料収納率、3年間の第1号被保険者数及び12ヵ月で除した額が、第1号被保険者の保険料基準月額になります。

なお、介護保険事業の給付費等の増減により、それに応じて保険料の基準月額も増減することになりますが、支払準備基金の令和2（2020）年度末残高予定額をほぼ全額取り崩し、保険料の上昇を抑制しています。

介護保険事業の給付費等の見込み額	×	第1号被保険者の負担割合	+	財政調整交付金見込み差額	+	保健福祉事業費見込み額
27,581,163千円		23%		139,241千円		55,693千円
	-	保険者機能強化推進交付金見込み額	-	支払準備基金取崩予定額	=	第1号被保険者の保険料収納必要額
		20,000千円		920,000千円		5,598,602千円
第1号被保険者の保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	第1号被保険者数(段階別加入割合補正後)	÷	12ヵ月
5,598,602千円		99.51%		94,518人		
					=	保険料基準月額
						4,960円

【参考】支払準備基金取崩予定額と保険料基準月額の推移

	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)
支払準備基金取崩予定額	—	160,000千円	200,000千円	700,000千円	900,000千円	510,000千円	300,000千円
保険料基準月額	2,528円	2,700円	3,200円	3,600円	4,000円	4,550円	5,100円